

## 鹿児島県公報

平成23年9月27日(火) 第2739号



発行 鹿児島県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編集 総務部学事法制課  
定例発行日(毎週火, 金)  
定価 送料共1箇月2,650円

## 目次

(※については例規集登載事項)

ページ

## 告示

- |                            |              |
|----------------------------|--------------|
| ○森林病害虫等防除法の規定に基づく駆除命令      | (森林整備課取扱い) 1 |
| ○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示(3件) | (森林整備課取扱い) 2 |
| ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定   | (介護福祉課取扱い) 3 |
| ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 | (介護福祉課取扱い) 4 |
| ○道路の区域の変更                  | (道路維持課取扱い) 4 |

## 公 告

- |                        |              |
|------------------------|--------------|
| ○港湾隣接地域の指定についての公聴会開催公告 | (港湾空港課取扱い) 4 |
| 公 安 委 員 会 告 示          |              |
| ○遊技機の型式の検定の告示          | (生活環境課取扱い) 6 |

## 告示

## 鹿児島県告示第951号

森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第1項の規定により、次のとおり森林病害虫等の駆除命令をする予定である。

平成23年9月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 区域及び期間

## (1) 区域

知名町の区域内に存する松林のうち次の区域(「次」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森林整備課及び知名町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## (2) 期間

平成23年11月1日から平成24年3月23日まで

## 2 森林病害虫等の種類

松くい虫

## 3 行うべき措置の内容

- (1) 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。
- (2) 松の伐採跡地であって、松くい虫の付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布するか、又は当該根株をはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。
- (3) 松くい虫の付着し、又は付着するおそれがある伐採木等(伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条(用材及び薪炭材であるものを含む。)並びにこれらの包装をいう。以下同じ。)を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布するか、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条、樹皮及び包装を焼却すること。

## 4 命令しようとする理由

1 の(1)の区域において松くい虫の被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

## 5 その他

- (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従って行うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者は、平成24年3月23日(金)までに、森林病害虫等駆除実施届出書(別記様式)を、知事に提出しなければならない。
- (3) 知事は、森林病害虫等駆除実施届出書の提出があったときは、当該届出者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる措置を行なうべき樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)の期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行なうことがある。
- (5) 知事は、(4)に掲げる措置を行なった場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行なうべき者が自らその措置の全部又は一部を行なったとした場合にその者が受けることとなるべき補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。
- (6) 1の(1)の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

(別記様式)

年 月 日

鹿児島県知事

殿

届出人 住所

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

## 森林病害虫等駆除実施届出書

森林病害虫等防除法施行細則第1条の規定により、次のとおり届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森林(伐採跡地を含む。)の面積	樹木若しくは伐採木等の本数又は伐採跡地の根株数	樹木又は伐採木等の材積	
	ヘクタール	本又は株	立方メートル	
実施地区又は場所	実施期間 年 月 日から 年 月 日まで	実施に要した費用		
		種別	数量	単価
		人夫	人	円
		薬剤	リットル	円
		その他		円
		計		円

注 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

## 鹿児島県告示第952号

平成23年8月17日農林水産省告示第1560号(以下「告示第1560号」という。)で告示された保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を出水市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成23年9月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不分明な者の氏名	通知の要旨	
	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
鶴田小兵衛, 小園太右衛門	出水市野田町上名字白谷5285番2	告示第1560号の変更後の指定施業要件のとおり
築瀬仁之助	出水市高尾野町大久保字川頭6671番	
荒木正助	出水市高尾野町江内字横浜5949番18	
中里太郎	出水市高尾野町江内字横浜5948番4, 5953番3, 5953番5, 5953番6	
中里喜八	出水市高尾野町江内字横浜5947番5	

## 鹿児島県告示第953号

平成23年8月17日農林水産省告示第1561号（以下「告示第1561号」という。）で告示された保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を出水市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成23年9月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不分明な者の氏名	通知の要旨	
	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
若杉サナイ	出水市上大川内字湯川内5013番2	告示第1561号の変更後の指定施業要件のとおり
遠竹栄藏, 蒲原勘助, 遠矢宮助, 渡辺忠信, 渡辺孝義	出水市高尾野町大久保字平木場5769番2, 5769番50, 5769番51	
下村強	出水市野田町上名字小野之段2959番61	

## 鹿児島県告示第954号

平成23年8月17日農林水産省告示第1562号（以下「告示第1562号」という。）で告示された保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を大崎町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成23年9月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 所在が不分明な者の氏名  
大久保金次郎
- 2 通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
曾於郡大崎町持留字桟山1092番3
  - (2) 変更に係る指定施業要件  
告示第1562号の変更に係る指定施業要件のとおり

## 鹿児島県告示第955号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成23年9月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所	申請者			指定年月日	サービスの種類	
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	
ヘルパーステーションほこらしや	大島郡瀬戸内町渡連136	特定非営利活動法人かけらまホットネット	大島郡瀬戸内町瀬武111	榮範子	平成23年9月1日	訪問介護

デイサービスセンターほこらしや	大島郡瀬戸内町渡連136	特定非営利活動法人かけらまホットネット	大島郡瀬戸内町瀬武111	榮 範子	平成23年9月1日	通所介護
デイサービスセンターつむぎ	大島郡瀬戸内町古仁屋下間原3-1	医療法人馨和会	大島郡瀬戸内町古仁屋大湊7	桂 久和	平成23年9月1日	通所介護
デイサービス楓	鹿児島市小川町22-15	有限会社大芳	鹿児島市小川町22-15	永田 松重	平成23年9月15日	通所介護

## 鹿児島県告示第956号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成23年9月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーションほこらしや	大島郡瀬戸内町渡連136	特定非営利活動法人かけらまホットネット	大島郡瀬戸内町瀬武111	榮 範子	平成23年9月1日	介護予防訪問介護
デイサービスセンターほこらしや	大島郡瀬戸内町渡連136	特定非営利活動法人かけらまホットネット	大島郡瀬戸内町瀬武111	榮 範子	平成23年9月1日	介護予防通所介護
デイサービスセンターつむぎ	大島郡瀬戸内町古仁屋下間原3-1	医療法人馨和会	大島郡瀬戸内町古仁屋大湊7	桂 久和	平成23年9月1日	介護予防通所介護
デイサービス楓	鹿児島市小川町22-15	有限会社大芳	鹿児島市小川町22-15	永田 松重	平成23年9月15日	介護予防通所介護

## 鹿児島県告示第957号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成23年9月27日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成23年9月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	敷地の延長(メートル)
県道	串木野樋脇線	いちき串木野市冠嶽字上水流13163番3地先から同市冠嶽字木場田13197番1地先まで	前後後	9.3~17.2 4.1~10.0 9.3~17.2	100.0 100.0 100.0

## 公 告

## 港湾隣接地域の指定についての公聴会開催公告

港湾法(昭和25年法律第218号)第37条の2第2項の規定により、港湾隣接地域を指定することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成23年9月27日

喜入港港湾管理者 鹿児島県  
代表者 鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 期日  
平成23年9月29日(木)午後2時
- 2 場所  
鹿児島地域振興局1階中会議室(鹿児島市小川町3番56号)
- 3 指定しようとする地域  
瀬々串地区
  - (1) 区域  
基点1から基点39までを順次直線で結んだ線及び基点39と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域
  - (2) 基点の位置  
基点1 鹿児島市喜入瀬々串町2955番の国土地理院四等三角点内垣(北緯31度25分22秒9378, 東経130度31分13秒5938)から27度19分57秒471.6メートルの地点  
基点2 基点1から141度42分23秒125.9メートルの地点  
基点3 基点2から148度12分21秒13.1メートルの地点  
基点4 基点3から155度23分03秒14.2メートルの地点  
基点5 基点4から162度30分16秒13.6メートルの地点  
基点6 基点5から169度51分32秒12.5メートルの地点  
基点7 基点6から79度11分32秒11.8メートルの地点  
基点8 基点7から169度35分28秒4.1メートルの地点  
基点9 基点8から259度27分42秒11.9メートルの地点  
基点10 基点9から169度51分32秒31.5メートルの地点  
基点11 基点10から166度41分12秒12.8メートルの地点  
基点12 基点11から164度43分47秒11.7メートルの地点  
基点13 基点12から162度06分47秒74.8メートルの地点  
基点14 基点13から172度10分34秒12.4メートルの地点  
基点15 基点14から180度44分15秒14.2メートルの地点  
基点16 基点15から189度08分50秒13.0メートルの地点  
基点17 基点16から195度22分55秒10.2メートルの地点  
基点18 基点17から199度15分44秒8.8メートルの地点  
基点19 基点18から210度59分40秒10.3メートルの地点  
基点20 基点19から232度20分42秒6.5メートルの地点  
基点21 基点20から253度53分28秒12.6メートルの地点  
基点22 基点21から349度17分31秒8.8メートルの地点  
基点23 基点22から73度53分28秒7.9メートルの地点  
基点24 基点23から59度44分42秒5.0メートルの地点  
基点25 基点24から32度46分46秒6.7メートルの地点  
基点26 基点25から19度40分57秒11.2メートルの地点  
基点27 基点26から13度44分39秒9.5メートルの地点  
基点28 基点27から6度24分38秒13.8メートルの地点  
基点29 基点28から358度32分41秒11.2メートルの地点  
基点30 基点29から349度41分32秒10.7メートルの地点  
基点31 基点30から342度06分47秒74.4メートルの地点  
基点32 基点31から345度31分11秒12.7メートルの地点  
基点33 基点32から347度05分00秒9.9メートルの地点  
基点34 基点33から349度51分32秒43.7メートルの地点  
基点35 基点34から345度06分51秒11.0メートルの地点  
基点36 基点35から338度45分10秒11.2メートルの地点  
基点37 基点36から331度50分14秒14.1メートルの地点

- 基点38 基点37から324度20分09秒13.0メートルの地点  
 基点39 基点38から321度41分41秒117.4メートルの地点

### 公安委員会告示

#### 鹿児島県公安委員会告示第139号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成23年9月27日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	C R バーストエンジェルインフィニティ399X S T	豊丸産業株式会社	1P0716
ぱちんこ遊技機	C R バーストエンジェルインフィニティ199M Y S T	豊丸産業株式会社	1P0730
ぱちんこ遊技機	C R バーストエンジェルインフィニティ399W S T	豊丸産業株式会社	1P0743
ぱちんこ遊技機	C R 恋姫無双 T R X	株式会社エース電研	1P0759
ぱちんこ遊技機	C R 恋姫無双 H R W	株式会社エース電研	1P0763
ぱちんこ遊技機	C R 恋姫無双 M R W	株式会社エース電研	1P0786
ぱちんこ遊技機	C R 喧嘩番長M X 雷神	マルホン工業株式会社	1P0761
ぱちんこ遊技機	C R 喧嘩番長M X 風神	マルホン工業株式会社	1P0787
ぱちんこ遊技機	C R 喧嘩番長L M 拳神	マルホン工業株式会社	1P0792
ぱちんこ遊技機	C R A プレミアム海物語S A A	株式会社三洋物産	1P0773
ぱちんこ遊技機	C R ヤッターマンH 9 A Z 1	株式会社平和	1P0802
ぱちんこ遊技機	C R 龍が如く見参！極Z	タイヨーエレック株式会社	1P0807
ぱちんこ遊技機	C R 真・遠山の金さんN L - S A	株式会社大一商会	1P0837
回胴式遊技機	トウハート2	タイヨーエレック株式会社	1S0600
回胴式遊技機	巨人の星5 E	株式会社アリストクラートテクノロジーズ	1S0757
回胴式遊技機	パチスロ北斗の拳F	サミー株式会社	1S0777